

請願文書表（令和5年12月定例会）

受理番号	請 第 2 号
受理年月日	令和5年12月5日
件 名	西市民プラザの運営方針に関する請願
請 願 者	舞鶴市字紺屋 56 番地 西舞鶴住民代表 藤田 丈輔 ほか3名
紹介議員	尾関 善之 山本 治兵衛
要 旨	<p>【請願の要旨】 西市民プラザの運営方針を決定する際の丁寧な地元説明と協議、現基本的ビジョンの再検討を求められたい。</p> <p>【請願の理由】 今般、舞鶴市西市民プラザ（以下、西市民プラザと表記）の指定管理者の選定について、公募の末、候補者が決定され、市議会へ議案として上程されているところである。</p> <p>一方、西市民プラザについては、西地区市街地の中心部におけるシンボリック施設として、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民が自由に集まり、安らぎ、交流ができ自主的な諸活動やまちづくり・コミュニティ活動に取り組んで頂くことを設立趣旨として設置された。加えて、西舞鶴の住民が自ら参画し、自らの活動によってこの拠点施設を活性化させようと取り組んできた歴史という背景があって、西住民の大切な宝物となっている。</p> <p>しかしながら、今回の指定管理者の公募に合わせるかたちで、目指す地域の将来像と西市民プラザの基本的ビジョンが制定されたが、このビジョンは制定される過程において、西舞鶴住民から課題抽出があった訳でもなく、また、目指す将来像の意識共有が図られることもなく、基本的ビジョンの合意にかかる地元調整及び協議が一切、行われないうちで制定されていることは極めて遺憾である。</p> <p>従って、下記の項目について請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 西住民の大切な拠点施設である西市民プラザの運営方針には十分な地元説明と協議、調整、合意形成のもと、努められるよう求められたい。 2 今回、制定された基本ビジョンは西住民との合意形成が図られたものではないため、ビジョン制定の再検討を求められたい。
付託委員会	市民文教委員会